

「みなとクラブ」サービス規定

1. サービス内容

「みなとクラブ」(以下「当サービス」といいます)は、株式会社みなと銀行(以下「当社」といいます)との取引内容に応じて提供するみなとクラブポイントを当社のポイント交換提携企業(以下「パートナー企業」といいます)が提供するポイントサービスのポイント等へ交換、寄付、その他当社が定める方法により利用することができるサービスです。

また、当社所定の条件を満たす場合は、各種手数料の優遇や特典を受けることができます。

2. 利用対象

当サービスのご利用対象者(以下「会員」といいます)は、普通預金口座を開設している個人の方に限ります(事業用としてご利用の口座を除きます)。

ただし、非居住者の方、任意団体等は対象外とします。

3. 契約期間

(1) 当社所定の方法により申込を受付し、所定の手続きを行った日(以下「契約日」といいます)から当サービスの提供を開始します。なお、当サービスの新規入会に伴う当初1年間のりそなグループATM(※)ご利用手数料の優遇は、契約手続完了後から適用します。

(※)りそなグループATM…りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行のATM

(2) 当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。会員または当社から特段の申出がない限り、契約満了日の翌日から1年間自動的に継続することとし、以後も同様とします。

(3) 契約期間中であっても、次の場合は当サービスの提供を中止します。

①会員が当社所定の規定・規約等を履行されない場合、会員に通知することなく、当サービスの提供を中止します。

②金融情勢の変化、その他当社が相応の事由があると判断した場合、事前に店頭等に掲示し、当サービスの提供を中止します。

4. みなとクラブポイント

(1) みなとクラブポイントは、毎月末日時点における会員に対し、当社所定のポイント加算基準に基づき、原則、翌月20日までに加算します。

(2) 当社所定のポイント加算基準等は、店頭等で告知します。

(3) みなとクラブポイントの加算は会員が指定したみなとクラブ代表口座(以下「代表口座」といいます)の取引店における取引のみを集計対象とします。

(4) 複数店のみなとクラブポイントをとりまとめて利用することはできません。

(5) その他、会員の取引内容等に応じ、当社所定のポイント加算基準等によりみなとクラブポイントを加算することがあります。

5. ステータスと優遇

(1) ステータスとは、取引内容に応じて決まる4つのサービスグレードであり、当社が定めるステータス判定基準に基づいて、原則、取引対象月の翌々月に適用します。なお、取引内容に関わらず、当社所定の要件を満たす場合は、要件に応じたステータスを最低保証します。

(2) 会員は、ステータスに応じて、各種手数料の優遇を受けることができます。

- (3) ステータスの判定基準や優遇などの詳細は、店頭等で告知します。
- (4) ステータスは、取引状況に応じて毎月見直しを実施します。

6. みなとクラブポイントの利用と有効期限

- (1) みなとクラブポイントは、パートナー企業が提供するポイントサービスのポイントへの交換や寄付等、当社が指定する方法により利用することができます。
- (2) みなとクラブポイントの交換には、パートナー企業が定めるポイントサービス等へ事前に申込みが必要となります。
- (3) 一部のパートナー企業については、パートナー企業が提供するポイントサービスのポイントをみなとクラブポイントへ交換することができます。
- (4) パートナー企業毎のポイント交換比率等の諸条件は店頭等で告知します。なお、この交換比率等の諸条件は、事前の通知無しに変更することがあります。
- (5) みなとクラブポイントの交換は、当社所定の本人確認を実施したうえで、インターネット等の方法により受付します。
- (6) みなとクラブポイントの交換は取消しできません。
- (7) みなとクラブポイントの有効期限は、ポイント加算月の2年後の該当月以降の、最初に到来する誕生月の末日とし、繰越はできません（ポイント加算月が誕生月の場合、当該加算ポイントの有効期限は約2年となります）。また誕生月とは当社にお届けの生年月日の月とし、届出がない場合は、12月とします。
- (8) 有効期限までに利用されなかったみなとクラブポイントは失効します。また、有効期限までにポイント交換をお申込みされた場合でも、会員情報が確認できない等の理由で有効期限到来後にポイント交換がエラーとなった場合には、みなとクラブポイントは失効します。
- (9) 前項によるポイント失効については、当社は一切の責任を負いません。

7. 家族サービスの利用

- (1) 家族サービスは、会員（以下本項において「メイン会員」といいます）が、一定の条件を満たす会員（以下メイン会員とあわせて「家族登録者」といいます）を当社所定の手続きにより登録することにより、家族登録者間でポイントプレゼントおよびポイント還元率アップを利用できるサービスです。
- (2) メイン会員は、成年に達した方に限ります。
- (3) ポイントプレゼントにより、会員本人のみなとクラブポイントを家族登録者へプレゼントすることができます。
- (4) ポイント還元率アップにより、当社所定のポイント加算基準に基づき、家族登録者のみなとクラブポイントの還元率が上がります。
- (5) 当社が定める条件に該当した場合、家族サービスにおける全部または一部のサービスが利用できなくなる場合があります。

8. サービス内容の改廃及び規定の変更等

- (1) 当サービス内容は、当社の都合により変更することがあります。
- (2) 本規定は、当社の都合で変更することがあります。規定変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- (3) 前各項の改廃および変更については、相応の期間をもって、当社ホームページ等により告知いたします。

9. 届出事項・通知等

- (1) 氏名、住所、電話番号、印章、代表口座等に変更があったにもかかわらず、当社所定の変更手続きが行われていない

場合は、当サービスの利用が制限される場合があります。

- (2) 会員の都合により当社からの連絡を不要とされている場合は、当サービスの利用が制限される場合があります。
- (3) 届出のあった住所あてに当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害について当社の責めに帰すべき場合を除き当社は一切責任を負いません。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 会員の個人情報は、当社が別途公表する「お客さまの個人情報の利用目的」に従い、取り扱います。
- (2) パートナー企業に対して、ポイント交換におけるパートナー企業での会員情報確認を目的として、以下の個人情報を提供することがあります。
 - 提供する情報の項目：ポイント交換受付時に取得するパートナー企業の会員番号等、氏名、生年月日、電話番号等
- (3) りそなカード（株）に対して、ポイント加算における取引情報確認を目的として、以下の個人情報を提供することがあり、会員は、個人情報の提供に同意するものとします。
 - 提供する情報の項目：取引店、口座番号、氏名、生年月日等

11. 本支店間のみなとクラブポイントの引継ぎ

- (1) 支店等の廃止、統合等、当社の都合により会員の取引店を変更する場合は、原則として、変更後の取引店へ当サービスの契約、ステータスおよびみなとクラブポイントを引き継ぎます。
- (2) 会員の都合により取引店を変更する場合は、当サービスの契約およびステータスは引き継がれず、蓄積されていたみなとクラブポイントは失効します。また、変更後の取引店で当サービスを利用する場合には、新たに当サービスへの申込みが必要です。
- (3) 他銀行等との支店譲渡の場合はサービス内容を引き継ぎません。

12. 契約終了

- (1) 会員が本契約を解約する場合は、当社所定の書面によるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、会員から解約の申出なく、本契約は終了します。
 - ① 代表口座を解約した場合
 - ② 代表口座が普通預金規定等に基づき、解約された場合
 - ③ 当社が、別途定める一定期間の利用がないために、代表口座の預金取引を停止した場合
 - ④ 会員本人が死亡した場合
- (3) 次のいずれかに該当した場合は、当社はいつでも、本契約を解約することができます。
 - ① 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当社において会員の所在が不明になったとき
 - ④ 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
 - ⑤ 会員がその他本規定に違反する等、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- (4) 本契約が終了した場合、みなとクラブポイントは失効します。併せて、各種手数料の優遇や特典を受けることもできなくなります。

13. 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づく当サービスを受ける権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。

14. 免責事項

- (1) 当社が申込書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- (2) 当サービスの提供にあたり、当社が当社所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで、会員本人とみなして取扱いした場合には、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- (3) 天災地変等当社の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、優遇・特典及びポイントの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- (4) 当社が責任を負う場合でも、特別損害については、当社の予見可能性の有無にかかわらず、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。
- (5) 会員が希望する優遇・特典及びみなとクラブポイントを当社が提供できない場合、当社及び当社のパートナー企業は、当社の責めに帰すべき場合を除き、それに対して一切の責任を負いません。
- (6) 優遇・特典及びみなとクラブポイントに関する会員の苦情及び会員の被った損害について、当社及び当社のパートナー企業は、当社の責めに帰すべき場合を除き、一切の責任を負いません。

15. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。当サービスに関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2025年1月6日現在